

第2章 分権時代における行政と民間との役割分担並びに 国，県及び基礎自治体のあり方

行政と民間との役割を厳格に見直した上で，行政の守備範囲とされるものについては，国，県，基礎自治体の役割分担を明確化することによって，地方の自己決定，自己責任の領域を確立すべきである。

従って，国の役割は，真に国が果たすべきものに重点化し，その事務・権限の多くを地方に移譲すべきであり，地方で担うべきものについては，「基礎自治体優先の原則」「補完性の原理」に基づいて，基礎自治体でできることは，基礎自治体で担うことを基本に役割分担を見直す必要がある。

1 民間との役割分担と連携・協働

(1) 事務事業の廃止 (P15, 図2 - 1 参照)

サービスを提供する意義自体が失われた次のような事務については，民間との役割分担や行政間での役割分担を議論する以前に，事務や事業の廃止を検討することとする。

〔事務事業廃止のメルクマール〕

社会・経済的環境が変化し，事業コストにふさわしい効果が得られなくなったもの

サービスの受け手の資質が向上するなど，当初の事業目的が達成されたもの
これまで目的としてきた施設やサービスの量的な水準がほぼ達成されたもの

目的を達成したり過剰であるなど，従来の規制や監督が社会的意味を失ったもの

(2) 民間開放

今後とも必要な事務事業であっても，民間に委ねられるものはできるだけ行政の役割を限定し，民間によるサービス提供や民間の自主性に委ねることとする。

〔民間開放のメルクマール〕

民間の実施により，レベルの高い施設整備やサービスの給付が期待できるもの

民間の実施により，効率的なサービスの提供が期待できるもの

民間サービスがすでに定着していたり，今後成長が見込まれるもの

民間における自主的な処理や相互の支援に委ねることができるもの

(3) 民間との連携・協働

引き続き，行政が担うが，実施に当たって，民間の効率性・専門性が発揮できるものについては，民間委託の推進や PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)，CM(コンストラクション・マネージメント)といった民間の資金，優れたノウハウを公共分野に生かす新しい事業実施手法の導入など民間活力の徹底した活用を図る。

また，住民に対するより良い行政サービスを社会全体で，効率的，効果的に提供する観点から，県民，民間企業，NPO 等の多様な主体との連携・協働を推進する。

*PFI: Private Finance Initiative。民間の資金，経営能力を活用して公共施設等の建設，維持管理，運営などを行う手法。

*CM: Construction Management。発注者の代理人あるいは補助者として，発注者の利益を確保する立場から，品質管理，工程管理，費用管理など施工に関する各種マネジメントを民間事業者において行う方式。

*NPO: 民間非営利組織(Non Profit Organization)。継続的，自発的に社会貢献活動を行う，営利を目的としない団体の総称。

2 市町村合併後の県と基礎自治体の役割のあり方

(1) 「基礎自治体優先の原則」「補完性の原理」

事務事業を分担する際，先ず基礎自治体を最優先し，次いで広域自治体を優先し，国は広域自治体でも担うにふさわしくない事務事業を担うべきである。このような考え方は，ヨーロッパ評議会が制定したヨーロッパ地方自治憲章や国際自治体連合が決議した世界地方自治宣言に謳われている。

(2) 県の役割（基礎自治体との関係）

地方自治法に定められる「広域事務」、「連絡調整事務」、「補完事務」を担うことになるが、広域事務については、市町村合併により基礎自治体が広域化することを踏まえ、さらに広域の事務事業に重点を置くとともに、基礎自治体に関しては、連絡調整事務を主に担い、これまで県が多く役割を果たしてきた基礎自治体の補完的な事務については、極力縮減していくこととする。

引き続き、県は広域自治体として、広域にわたる社会資本整備、危機管理や産業政策、環境対策など多くの役割を担うとともに、合併後の基礎自治体の体制整備の支援など、新たな県と基礎自治体の関係を築くために必要な役割を果たさなければならない。

なお、政令指定都市の県費負担教職員については、人事管理を県で一元的に実施すべきであり、現在政令指定都市が有している教職員の任命権を県の権限とするよう制度の見直しを引き続き国に対し提案する。

(3) 基礎自治体の役割

地方自治法では、県が行うこととされる事務事業以外の地方の事務を一般的に処理することとされており、合併で広域化した基礎自治体は、総合的な行政主体として、現在県が担っている事務や権限の多くを担い、住民に身近な事務は自己完結的に処理することが求められる。

(4) 小規模な基礎自治体と県の関係

市町村合併によってもなお小規模にとどまる基礎自治体の事務については、県が補完することは極力避け、一部事務組合や広域連合などの基礎自治体同士の広域処理の仕組みや、近隣自治体への事務委託等の制度を活用するなど工夫が必要である。

3 県から基礎自治体への事務・権限の移譲

(1) 事務・権限移譲のあり方

以上の基本的な考え方に基づき、現在県が担っている事務事業につい

て、次の視点で見直しを行い、基礎自治体の規模による差を設けることなく大幅な事務・権限の移譲を行うこととする。

移譲すべき事務・権限の具体的内容は、表 2 - 3 「事務事業移譲項目一覧表」(P 20) に示しているとおりである。

〔県の役割の見直しの視点〕

広域事務

市町村合併の進展による基礎自治体の区域の拡大に伴い、広域の概念も変化することを踏まえて県の役割を見直す必要がある。

連絡調整事務

基礎自治体と県との連絡調整に関する事務については、真に必要なものに限って県の役割として継続する。

補完事務

事務の規模又は性質から一般の市町村では処理することが適当でないものとして県が担ってきた役割は、市町村合併の進展に伴い、基礎自治体の規模や能力が向上することを踏まえて、極力縮小すべきである。

(2) 移譲の推進

現行制度上、移譲が可能なものは、原則として計画期間の前半 3 年間に移譲期間を設定する。この場合において、市町村合併の時期についても勘案する。

移譲実施に向けて、市町ごとの移譲具体化プログラムを市町と協議し策定する。

制度改正を必要とするものについては、制度改正後、移譲期間を設定する。

技術的専門性の観点から県実施としているものについても、基礎自治体における技術的専門性の向上等の状況を踏まえて移譲を推進する。

(3) 移譲の方法

法令の事務配分の制度以外に、地域の主体的な判断に基づき地域で独自に事務配分を定めることができる制度として、地方自治法第 2 5 2 条の 1 7 の 2 の定めがある。既に「広島県の事務を市町村が処理する特例

を定める条例」及び「広島県教育委員会の事務を市町村が処理する特例を定める条例」によって、基礎自治体への移譲を行っており、基礎自治体への事務・権限の移譲は、この特例条例による移譲を基本とする。

そのほか、事務や事業の内容により 地方自治法第252条の14に基づく事務委託の方法、私法上の事務委託の方法、個別法に基づく管理権限の移譲を行う方法、施設の管理主体を財産の帰属も含めて移転する方法など、適切な移譲方法を選択する。

なお、基礎自治体で担うべき事務であっても、単独の基礎自治体では、規模や性質の面で実施困難な事務がある。このような場合も、基礎自治体同士の一部事務組合や広域連合、あるいは、県と基礎自治体による広域連合のような共同処理や近隣自治体への委託する方法など、多様な方法を移譲の具体化に当たって検討する。

(4) 移譲に伴う措置

財源措置

移譲する事務事業に必要な費用については、県で実施する場合の経費を基に、適切な財源措置を行う。

〔移譲事務交付金〕

現行の移譲事務交付金制度を見直し、算定の簡素化を図るとともに各基礎自治体にもわかりやすい透明性の高い制度とする。

なお、現行移譲事務交付金制度は、今回の計画期間を通じて新たな制度に一本化する。

【新たな移譲事務交付金の考え方】

- ・ 移譲項目毎に当該移譲に係る人件費と事務費の総額を加えたものを事業費とする。
- ・ 事業費を適切に反映できる係数（例；人口，面積，件数等）を決定し，その係数で除した数字をもって，当該事務にかかる「単位費用」（係数を人口とする場合は住民1人当たりの事業費）とする。

- ・ 当該「単位費用」に各市町村毎の係数を乗じて得た額をもって、当該市町村への交付金とする。
- ・ 地域の実情に応じた交付金の調整を行う。
- ・ 新たに権限移譲を受けるために初年度に必要な経費については、別途算定し、措置する。

〔その他〕

公共事業など上記の算定方法によらない場合は、個別に必要な費用を算出して財源措置を行う。

専門職員の派遣等

権限移譲を円滑に行うため、基礎自治体への専門職員等県職員の派遣や、基礎自治体から県への研修受入れなどを行い、基礎自治体の体制整備を図る。

人材育成機能の強化

「ひろしま自治人材開発機構」を活用し、基礎自治体の人材ニーズを踏まえながら、基礎自治体の職員に対する研修を企画実施する。

4 国と県の役割のあり方

(1) 国の役割の重点化

国は、変動する国際社会や経済情勢に的確に対応していくために、地方行政は地方に委ね、国家の存立に関わる課題に重点的に取り組むべきである。

国の役割は、地方自治法に限定的に掲げられている国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務、全国的な視点に立って行わなければならない施策・事業の実施に限定し、重点化すべきである。

〔国の事務事業の見直しの視点：地方自治法の規定による国の事務より〕

国際社会における国家の存立に関わる事務

外交，防衛，立法，通貨，国籍，税関，出入国管理などについては，県で受託実施可能なものを除き，引き続き国で担うべきである。

全国的に統一して定めることが望ましい基本的な準則に関する事務
地方制度，度量衡，知的所有権，公的年金，公的保険，伝染病予防，薬品規制など，基準は国において定める必要があるが，これらのうち実施は地方でも可能なものも多く，最適な役割分担を検討する必要がある。

全国的規模・視点で行わなければならない施策及び事業
ナショナルミニマムの維持・達成に係る事項や全国的規模・視点からの根幹的社会資本整備等であるが，ナショナルミニマムの水準や国土の根幹的社会資本整備の範囲について，国の役割を限定する方向で役割分担を見直すべきである。

(2) 県の役割

広域自治体として，基礎自治体で担えない事務事業を担うとともに，現在，国の地方支分部局等で行っている地域における事務事業の多くは，必ずしも国で行う必要性のないものとして，国から移管を受けて，地域の特性や住民ニーズに沿った独自の政策により自立的に決定，実施すべきである。

(3) 国から県への事務・権限の移譲

国の役割は，地方自治法に規定される真に国が果たすべきものに重点化し，事務や権限の相当部分を県に移譲すべきである。(一部の事務については，基礎自治体への移譲を検討すべきである。)

国と広域自治体の関係は，第3章で述べる道州制において，大きく見直されることになるが，道州制が導入されるまでの間においても，現行の都道府県が処理する事務に密接に関連するものや時代の変化により，地域において総合的に実施することが効果的なものなど，これまでの事務処理の実績や経験を踏まえ，国から都道府県への事務事業の移譲・移管を進める必要がある。

本県では、例えば、社会資本整備のうち、国道にあっては、約7割（政令市が管轄する部分も含む）、一級河川にあっては、約9割を県などが管理している実績を有することなどから、県内で完結する国道や一級河川の管理権限を県へ移譲すること、また、地域経済の活力が低下する中で、独自の雇用対策と一体的な職業紹介・斡旋などの職業安定業務が推進されるよう、国が行っている職業安定業務の再移管について、すでに国に対して提案を行っている。

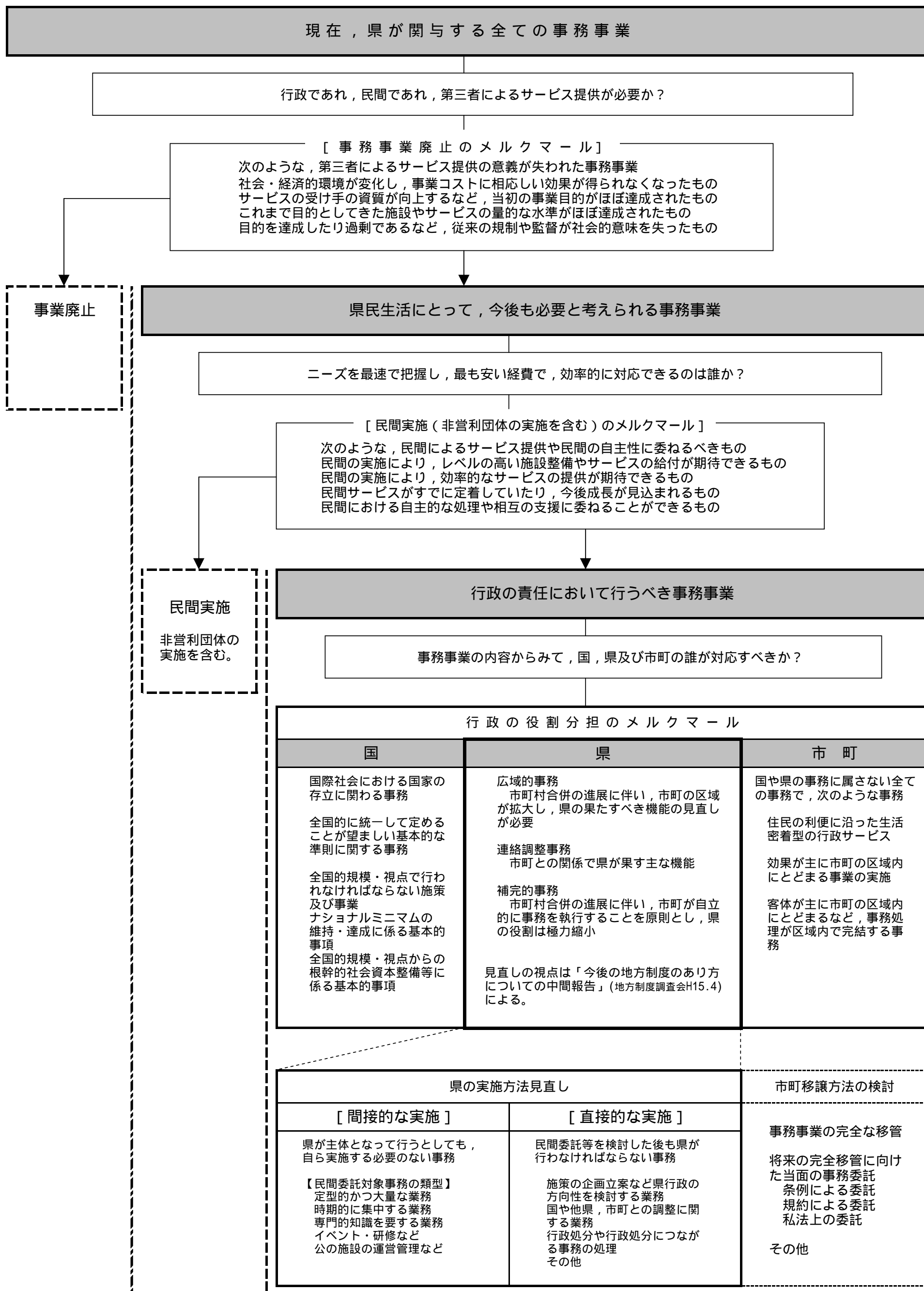
こうした提案に加えて、引き続き、国から県へ移譲・移管すべき事務事業を精査し、道州制導入に向けた国から県への先行的な権限移譲に取り組み、構造改革特区や地域再生計画なども活用しつつ、積極的に国に提案を行う。

【国から県への権限移譲の検討例】

（全国知事会から提案している項目）

- ・コミュニティ放送局開設等に係る権限（総務省関係）
- ・地方労働委員会への規則制定権の付与（厚生労働省関係）
- ・重要流域内の保安林・保安施設地区の指定・解除権限（農林水産省関係）
- ・種畜等の定期検査権限（農林水産省関係）
- ・配合肥料に係る登録権限（農林水産省関係）
- ・県内漁業協同組合の設立認可権限（農林水産省関係）
- ・倉荷証券発行許可権限（農林水産省関係）
- ・JAS法及び農薬取締法に基づく指導監督権限（農林水産省関係）
- ・全県レベルの農業団体連合会の設立認可権限（農林水産省関係）
- ・簡易ガス設置に関する許可権限（経済産業省関係）
- ・鉄道、バス事業に係る免許・許認可権限（国土交通省関係）
- ・地域交通計画の策定権限（国土交通省関係）
- ・一級建築士に係る届出受理権限（国土交通省関係）
- ・国定公園に係る公園計画の決定権限（環境省関係）

事務事業見直し基準について



現行制度等の改正が必要なものは，国へ要望・提案を行う。

国・都道府県・基礎自治体の役割と権限

【現状】 1/2

行政分野	国	道府県	基礎自治体
基本	司法(裁判所, 矯正, 更正施設) 検察 国税徴収 通貨管理 外交, 通商, 関税 国政, 登記(企画, 手続事務) 出入国管理 行政監察 栄典	道府県税徴収 旅券交付	市町村税徴収 戸籍, 住民登録
安全	防衛, 防衛施設管理 国際犯罪, テロ対策 大規模災害 密輸, 密航監視取締 検疫, 税関	警察 広域災害応援 危険物の許認可	消防, 救急
福祉・保険	生活保護・福祉施策の企画 広域法人指導 戦没者遺族等援護の企画 健康保険の企画 政府管掌健康保険(実施) 年金(企画, 実施)	生活保護の実施, 福祉事務所 介護事業者指導 障害者更生相談 児童相談, 児童福祉施設入所 福祉法人, 施設指導等 戦没者遺族等援護(手続)	生活保護実施, 福祉事務所(市) 介護保険事業 高齢者福祉サービス 障害者福祉サービス 保育所運営 老人保健, 国保(財政, 実施)
医療・衛生	保健医療施策の企画 医療従事者資格 広域法人指導等 国立病院運営 医薬品製造許可等 麻薬等薬物(製造等)取締 感染症対策(企画, 危機管理) 難病対策(企画) 食品安全(企画, 危機管理) 水道事業認可(給水5万人超)	地域医療計画策定 地域医療体制整備 医療従事者確保対策 医療法人, 医療機関指導等 公立病院運営 医薬品販売業許可等 麻薬等薬物(流通等)取締 感染症対策(予防・監視) 難病対策(相談, 医療給付等) 地域保健対策(保健所) 食品安全(危機管理, 衛生対策) 生活関係衛生 水道事業認可(給水5万人以下) 広域水道事業(実施)	公立病院運営 水道事業(実施)
教育・文化	公私立大学設置認可 国立大学設置 義務教育(企画) 学校法人指導(大学) 国宝, 重文指定	公立大学(設置, 運営) 義務教育(学級編成, 定数) 義務教育(教職員任命, 給与) 公立高等学校運営 盲・ろう・養護学校運営 学校法人指導(高, 小中・専門)	公立小中学校運営 義務教育(教科書採択等)

国・都道府県・基礎自治体の役割と権限

【現状】 2/2

行政分野	国	道府県	基礎自治体
社会資本整備	高速自動車道(企画,整備) 一般国道(指定区間)整備,管理 一級河川(指定区間外)管理 重要港湾指定 空港管理(主要地方空港) 国土保全(砂防,地すべり等) 保安林指定,管理(重要流域) 都市公園(国営) 土地改良(国営)	一般国道(指定区間外)整備,管理 都道府県道整備,管理 一級河川(指定区間)管理 二級河川管理 港湾管理(特重,重要港湾,地方港湾) 漁港管理(広域,地方) 空港管理(地方空港) 国土保全(砂防,地すべり等) 保安林指定,管理(重要流域外) 都市計画(区域区分) 流域下水道 都市公園 公営住宅整備,管理 建築基準 土地改良	市町村道整備,管理 準用河川管理 港湾管理(重要港湾,地方港湾) 漁港管理(地方) 都市計画(地区計画等) 公共下水道 都市公園 公営住宅整備,管理 建築基準(特定行政庁のみ) 土地改良
交通・通信	運輸施策(交通計画,物流企画) 自動車運送,海運業等許可 自動車登録検査 航空管制 情報通信,放送(企画,監視)	地域交通対策(鉄道,バス) 地域情報基盤整備	地域交通対策(バス)
産業・経済	原子力等エネルギー政策 科学技術開発支援 公正取引(企画,取締) 中小企業対策(企画,助成) 産業政策(企画,助成) 観光振興(旅行業,ホテル登録) 農地保全(転用許可4ha以上) 指定漁業許可	科学技術開発支援(公設研究機関) 商工団体指導 中小企業対策(融資,助成) 中心市街地活性化,商店街振興 地域産業政策 企業立地政策 観光振興事業 農地保全(転用許可) 農林水産業団体指導 農林水産業の基盤整備 漁業許可,漁業権免許	中心市街地活性化,商店街振興 地域産業振興(地場,伝統工芸等)
雇用・労働	雇用施策(企画) 職業安定(職業紹介,雇用保険) 労使紛争調停等(中労委) 労働基準,労働災害(企画・監督)	地域雇用施策 職業能力開発支援 労使紛争調停(地労委)	地域雇用施策
環境	地球温暖化対策(企画) 環境基準(企画) 自然環境保護対策(国設) 国立公園(指定,管理)	産業廃棄物対策 公害防止対策(大気,水質等) 浄化槽 自然環境保護対策 公園事業(実施)	一般廃棄物処理対策 公害防止対策(騒音,振動) 公園事業(実施)
生活一般	消費者保護(企画,規制) NPO認可	消費者保護(相談) 青少年健全育成 NPO認可	消費者保護(相談) 青少年健全育成

国・都道府県・基礎自治体の役割と権限

【県から基礎自治体への事務・権限移譲後】1/2 (国の事務の 印は、都道府県へ移譲すべき事務)

基礎自治体	国	道府県	基礎自治体
基本	司法(裁判所, 矯正, 更正施設) 検察 国税徴収 通貨管理 外交, 通商, 関税 国政, 登記(企画, 手続事務) 出入国管理 行政監察 栄典	道府県税徴収 旅券交付	市町村税徴収 戸籍, 住民登録
安全	防衛, 防衛施設管理 国際犯罪, テロ対策 大規模災害 密輸, 密航監視取締 検疫, 税関	警察 広域災害応援	消防, 救急 危険物の許認可
福祉・保険	生活保護・福祉施策の企画 広域法人指導 戦没者遺族等援護の企画 健康保険の企画 政府管掌健康保険(実施) 年金(企画, 実施)	障害者更生相談 児童相談, 児童福祉施設入所 戦没者遺族等援護(手続)	生活保護実施, 福祉事務所 介護保険事業・業者指導 高齢者福祉サービス 障害者福祉サービス 保育所運営 福祉法人, 施設指導等 老人保健, 国保(財政, 実施)
医療・衛生	保健医療施策の企画 医療従事者資格 広域法人指導等 国立病院運営 医薬品製造許可等 麻薬等薬物(製造等)取締 感染症対策(企画, 危機管理) 難病対策(企画) 食品安全(企画, 危機管理) 水道事業認可(給水5万人超)	地域医療計画策定 地域医療体制整備 医療従事者確保対策 公立病院運営 水道事業認可(給水5万人以下) 広域水道事業(実施)	医療法人, 医療機関指導等 公立病院運営 医薬品販売業許可等 麻薬等薬物(流通等)取締 感染症対策(予防・監視) 難病対策(相談, 医療給付等) 地域保健対策(保健所) 食品安全(危機管理, 衛生対策) 生活関係衛生 水道事業(実施)
教育・文化	公私立大学設置認可 国立大学設置 義務教育(企画) 学校法人指導(大学) 国宝, 重文指定	公立大学(設置, 運営) 義務教育(学級編成, 定数) 義務教育(教職員任命, 給与) 公立高等学校運営 盲・ろう・養護学校運営 学校法人指導(高, 小中・専門)	公立小中学校運営 義務教育(教科書採択等)

国・都道府県・基礎自治体の役割と権限

【県から基礎自治体への事務・権限移譲後】2/2 (国の事務の 印は、都道府県へ移譲すべき事務)

行政分野	国	道府県	基礎自治体
社会資本整備	高速自動車道(企画,整備) 一般国道(指定区間)整備,管理 (県内完結一般国道)	一般国道(指定区間外)整備,管理	
		道府県道(広域)整備,管理	道府県道(地域完結)整備等 市町村道整備,管理
	一級河川(指定区間外)管理	一級河川(指定区間)管理	
		二級河川(広域)管理	二級河川(地域完結)管理
	重要港湾指定	港湾管理(広域利用)	準用河川管理
		漁港管理(広域利用)	港湾管理(地域利用) 漁港管理(地域利用)
	空港管理(主要地方空港)	空港管理(地方空港)	
	国土保全(砂防,地すべり等) 保安林指定,管理(重要流域)	国土保全(砂防,地すべり等)	国土保全(砂防,地すべり等)
		保安林指定,管理(広域)	保安林指定,管理(地域完結)
	都市公園(国営)	都市計画(区域区分)	都市計画(地区計画等)
流域下水道		公共下水道	
都市公園 公営住宅整備,管理		都市公園 公営住宅整備,管理	
土地改良(国営)	土地改良(大規模)	建築基準(特定行政庁のみ) 土地改良(地域完結)	
交通・通信	運輸施策(交通計画,物流企画) 自動車運送,海運業等許可 自動車登録検査 航空管制 情報通信,放送(企画,監視)	地域交通対策(鉄道,バス)	地域交通対策(バス)
		地域情報基盤整備	
産業・経済	原子力等エネルギー政策 科学技術開発支援 公正取引(企画,取締) 中小企業対策(企画,助成)	科学技術開発支援(公設研究機関)	商工団体指導
		中小企業対策(融資,助成) 中心市街地活性化,商店街振興	中心市街地活性化,商店街振興 地域産業振興(地場,伝統工芸等)
	産業政策(企画,助成)	地域産業政策 企業立地政策	
	観光振興(旅行業,ホテル登録) 農地保全(転用許可4ha以上)	観光振興事業	農地保全(転用許可)
		農林水産業団体指導	
		農林水産業の基盤整備(大規模)	農林水産業の基盤整備
	指定漁業許可	漁業許可,漁業権免許	
雇用・労働	雇用施策(企画) 職業安定(職業紹介,雇用保険) 労使紛争調停等(中労委) 労働基準,労働災害(企画・監督)	地域雇用施策	地域雇用施策
		職業能力開発支援	
		労使紛争調停(地労委)	
環境	地球温暖化対策(企画) 環境基準(企画)	産業廃棄物対策	一般廃棄物処理対策
		公害防止対策(大気,水質基準)	公害防止対策(大気,水質,騒音,振動) 浄化槽
	自然環境保護対策(国設) 国立公園(指定,管理)	自然環境保護対策 公園事業(実施)	公園事業(実施)
生活一般	消費者保護(企画,規制) NPO認可	消費者保護(規制)	消費者保護(相談)
		青少年健全育成 NPO認可	青少年健全育成